

法人町民税 法人税割の税率改正について

平成 26 年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化（地方法人税）され、その税込額が地方交付税の原資とされることとなりました。

この改正をふまえ、本町の法人町民税法人税割の税率について、次のとおり 2.6 パーセント引き下げることとしました。

なお、改正後の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。
また、今回の改正に伴い、予定申告に係る経過措置が設けられていますので、ご注意ください。

■日の出町の法人税割の税率

平成 26 年 9 月 30 日までに 開始した事業年度の税率	平成 26 年 10 月 1 日以降に 開始する事業年度の税率
14.7%	12.1%

■予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次の算式で求めた金額となります。

$$(\text{前事業年度分の法人税割額}) \times 4.7 \div (\text{前事業年度の月数}) = \text{予定申告にかかる法人税割額}$$

■地方法人税(国税)の創設

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率引き下げ分（市町村民税 2.6%、都民税 1.8%）に相当する地方法人税（税率 4.4%）が創設されました。地方法人税は国税であり、国（税務署）に申告納付を行います。

地方法人税の詳細は管轄の税務署にお問い合わせください。

問い合わせ

日の出町税務課住民税係

042 - 597 - 0511 (内線 261)